

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

循環型社会推進課

産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可

根拠条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（許可の基準等）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～ト

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条

（法第14条第5項第2号ニ及びホの政令で定める使用人）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10

（法第7条第5項第4号ハの生活環境の保全を目的とする法令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条

審査基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第1号に基づく同法施行規則第10条各号の該当性の判断は、平成12年9月29日付衛産第79号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知（改正：平成25年3月29日付環産発第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第1の3及び4及び平成13年8月3日付循第224号生活環境部長通知の1（1）、1（2）による。（当該通知は循環型社会推進課又は東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所において閲覧できます。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ～ハの該当性の判断は、平成12年9月29日付衛産第79号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知（改正：平成25年3月29日付環産発第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第1の5による。（当該通知は循環型社会推進課又は東部生活環境

事務所、中部・西部総合事務所において閲覧できます。)

上記の他、許可申請前に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要。

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
標準処理 期間	機 関	東部生活環境 事務所、総合 事務所	機 関	東部生活環境 事務所、総合 事務所	八頭、日野総合事務所を 除く。
	期 間	— 日	期 間	28日	